

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

### (2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については都道府県及び事業所の規模(通所介護については都道府県)を層として層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

	調査客体数 <sup>1)</sup>	回収客体数 <sup>2)</sup>	集計客体数 <sup>3)</sup>	回収率(%) <sup>4)</sup>
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 780	1 430	1 374	80.3
介護予防訪問看護ステーション	11 065	10 007	9 743	90.4
介護予防通所リハビリテーション	8 275	7 552	7 359	91.3
介護予防短期入所生活介護	11 006	9 965	9 880	90.5
介護予防短期入所療養介護	5 244	4 795	4 741	91.4
介護予防特定施設入居者生活介護	4 835	4 264	4 248	88.2
介護予防福祉用具貸与	7 971	6 204	6 106	77.8
特定介護予防福祉用具販売	8 028	6 237	6 135	77.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	4 054	3 643	3 384	89.9
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 060	4 415	4 354	87.3
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 375	12 056	11 954	90.1
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	※ 3 252	3 086	3 084	94.9
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 14 675	11 597	11 074	79.0
訪問入浴介護	1 956	1 584	1 525	81.0
訪問看護ステーション	11 313	10 225	9 950	90.4
通所介護	※ 15 173	13 278	13 197	87.5
通所リハビリテーション	8 359	7 629	7 431	91.3
短期入所生活介護	11 542	10 439	10 346	90.4
短期入所療養介護	5 376	4 918	4 866	91.5
特定施設入居者生活介護	5 215	4 597	4 583	88.1
福祉用具貸与	8 076	6 261	6 156	77.5
特定福祉用具販売	8 058	6 253	6 152	77.6
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 025	861	826	84.0
夜間対応型訪問介護	241	192	179	79.7
地域密着型通所介護	20 534	17 081	16 763	83.2
認知症対応型通所介護	4 386	3 958	3 682	90.2
小規模多機能型居宅介護	5 565	4 872	4 806	87.5
認知症対応型共同生活介護	13 699	12 362	12 299	90.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	328	298	298	90.9
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	516	470	466	91.1
地域密着型介護老人福祉施設	2 319	2 147	2 144	92.6
居宅介護支援事業所	※ 11 069	9 549	8 729	86.3
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 103	7 437	7 433	91.8
介護老人保健施設	4 338	3 990	3 989	92.0
介護医療院	62	56	56	90.3
介護療養型医療施設	1 048	963	943	91.9

注:1)調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2)回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3)集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4)回収率(%)=「回収客体数<sup>2)</sup>」÷「調査客体数<sup>1)</sup>」×100で算出している。

### 3 調査の時期

平成30年10月1日

### 4 調査事項

#### (1) 基本票

- ① 施設基本票：法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票：法人名、事業所名、所在地、活動状況

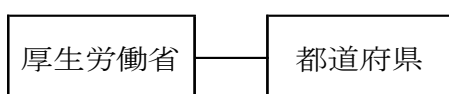
#### (2) 詳細票

- ① 介護保険施設：開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等：開設・経営主体、利用者数、従事者数等

### 5 調査の方法及び系統

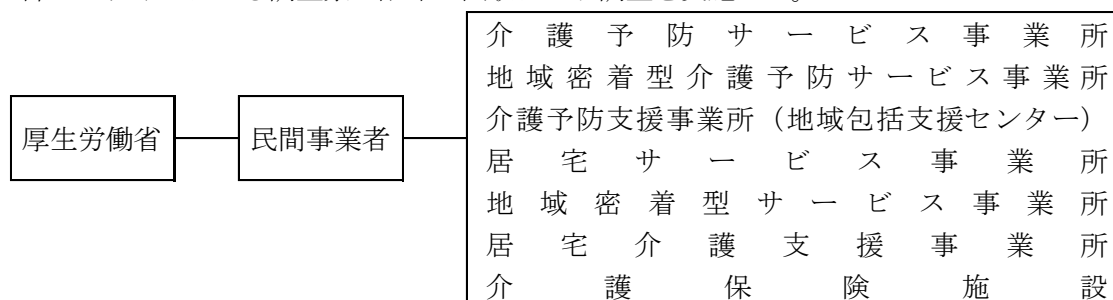
#### (1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



#### (2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



### 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で行った。

### 7 利用上の注意

#### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

(5) 詳細票については、平成30年調査以降、全数調査から標本調査への移行により、結果は推計値となるため、平成29年調査以前の調査結果との比較には留意が必要である。

詳細は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>) を参照。

(6) 表1、表2以外の平成30年の数値は推計値である。